

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 第9期国立市介護保険事業計画を含む国立市地域包括ケア計画の策定に伴い、介護保険料を改定するとともに、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

第 1 条 国立市介護保険条例（平成12年3月国立市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号から第13号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 81,600円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この条において単に「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この条において同じ。）が125万円未満であり、

かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 92,700円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 111,300円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 129,800円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除

く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 148,400円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 166,900円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 185,500円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 196,600円

ア 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

付則第2条の2の次に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第2条の3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

第2条 国立市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第7条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号中「29,600円」を「28,700円」に改め、同条第2号中「44,500円」を「42,600円」に改め、同条第3号中「51,900円」を「50,800円」に改め、同条第4号中「61,600円」を「64,400円」に改め、同条第5号中「74,200円」を「77,600円」に改め、同条第6号中「81,600円」を「85,300円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第7号中「92,700円」を「97,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第8号中「111,300円」を「116,400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第9号中「129,800

円」を「135,800円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第10号中「148,400円」を「155,200円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第11号中「166,900円」を「174,600円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第12号中「185,500円」を「194,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第13号中「196,600円」を「205,600円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第15号イ」を加え、同条第14号中「207,800円」を「294,900円」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号の次に次の2号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 217,200円

ア 合計所得金額が1,400万円以上2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 256,000円

ア 合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条、次項及び付則第3項の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の国立市介護保険条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和6年度から令和8年度までにおける保険料の特例)

3 介護保険法第124条の2第1項に規定する所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料は、新条例第7条第1項第1号から第3号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第7条第1項第1号に該当する者 15,500円

(2) 新条例第7条第1項第2号に該当する者 27,100円

(3) 新条例第7条第1項第3号に該当する者 50,400円